

小・中学校に通うお子さんをお持ちの保護者の皆様へ

安来市の就学援助制度のご案内

安来市では、経済的な理由により、給食費や学用品費などの支払いにお困りのご家庭を対象に、それらの費用の一部を援助しています。

申請を希望される方は、申請書に必要書類を添付し、通学している学校へ提出してください。

4月から利用を希望される場合は、**2月9日(金)までに**申請書を提出してください。(4月以降でも申請は随時受け付けています。)

【お問い合わせ先】

現在通学している学校 または
安来市教育委員会 学校教育課 (TEL 23-3180)

1. 就学援助を受けられる対象者

安来市立小・中学校へ通学する児童生徒の保護者で、次の認定要件のいずれかに該当する世帯です。複数の認定要件に該当する場合は、いずれか1つの書類をご準備ください。

(注) 援助を受けるためには、毎年度申請が必要です。

認定要件	添付書類
①生活保護が停止または廃止になった	廃止または停止の証明書 市民税・県民税(所得・課税)証明書
②市県民税が非課税になった	市県民税非課税証明書
③市県民税が減免になった	減免決定通知書の写し
④個人事業税が減免になった	
⑤固定資産税が減免になった	
⑥国民健康保険税が減免になった	決定・許可通知書の写し
⑦国民健康保険税の徴収の猶予を受けた	徴収猶予決定通知の写し
⑧児童扶養手当を受給している	児童扶養手当証書の写しまたは認定通知書の写し ※有効期限、受給者氏名の記載がある面をコピーすること
⑨その他教育委員会が適当と認める場合	市民税・県民税(所得・課税)証明書 (同一世帯の18歳以上の方全員) また、その他提出を必要とされる書類

※家族全員の所得額の合計が基準額を下回る場合、『⑨その他教育委員会が適当と認める場合』として認定します。

【認定の目安となる所得額】

世帯人数 (世帯構成の例)	2人世帯 (母、子1人)	3人世帯 (父、母、子1人)	4人世帯 (父、母、子2人)	5人世帯 (父、母、子3人)
所得額	194万円	221万円	272万円	314万円

- ・所得とは、年間収入額から所得控除等必要経費を差し引いた額です。
- ・同一生計の方全てを審査対象とします。
- ・上記所得額はおおよその目安です。認定は審査の結果によります。

